



情報法ナビゲーション(第8回)インターネット上の情報流通に関する者の著作権侵害責任

前田, 健

(Citation)

法学セミナー, 65(11):68-74

(Issue Date)

2020-11

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008533>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



【第8回】

インターネット上の情報流通に 関与する者の著作権侵害責任

神戸大学准教授 前田 健

1 はじめに

著作権法は、著作物に関する著作者の権利を定めて、その保護を図ることを目的としている（著作1条）。そして、著作物とは「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」文化的所産であるとされている（著作2条1項1号参照）。著作権法は、文化の保護・発展に関する法律であると位置づけられてきた¹⁾。

一方で、著作権法は、情報を保護する法律であるともいわれる²⁾。それは、ある著作物の内容（コンテンツ）をコピーし、同じ情報を有する複製物を作出したり、それを流通させたりすることが、著作権により禁止される場合があるからである。著作権法の保護する著作物には、たとえば、小説、論文などの言語の著作物、音楽の著作物、映画の著作物、写真の著作物などが含まれる（著作10条1項参照）。文章・音・映像・画像といった情報を複製したり第三者に提示・提供したりした場合、著作権の侵害になる場合がある。これが、著作権法を含む知的財産法が、情報法的一种とされるゆえんである。

情報の独占について定める法律として著作権法を見た場合、著作権による独占は、専ら情報の流通についての支配であった。そこでは、著作権の対象となっている情報を自ら流通させる者こそが著作権侵害の責任を負うのが原則とされてきた。

インターネット上において著作権のある情報を流通させた場合、複製権（著作21条）、公衆送信権（著作23条）を侵害する者として侵害責任を負う。しかし、近年、インターネット上における海賊版の流通の増加等により、著作権者の利益保護の強化が進む中で³⁾、この原則は揺らぎ始めている。著作権の保護強化の方策の1つとして、情報を自ら流通させた者のみならず、情報流通の媒介者や情報の受領者の法的責任を問う動きが見られるのである。これは、情報を自ら流通させた者のみの責任を問う従来の枠組みでは、著作権者の利益を十分に保護できないとの理解に基づくものである。

令和2年著作権法改正により、海賊版対策の一環として、海賊版へのアクセスの機会を提供するサイト（いわゆるリーチサイト）や、海賊版をダウンロードした私人の法的責任を拡大する規定が追加された。また、それに至る過程においては、インターネットサービスプロバイダ（ISP）に海賊版サイトへのブロックングを行わせることも検討されていた。これらは、すべて、情報流通の媒介者・受領者の法的責任の拡大という文脈でとらえることが可能である。

本稿では、これらの動きを概観し、それが従来の著作権法の枠組みに与えたインパクトを整理し、今後の著作権法制のあるべき方向性について述べることとする。

1) 著作権法を所管するのは、文部科学省の外局である文化庁の著作権課である。

2) 中山信弘『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）23頁以下および33頁以下、曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説〔第2版〕』（弘文堂、2019年）347頁以下参照。

3) たとえば、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成30年4月）参照。

2 情報を自ら流通させる者の 著作権侵害責任

(1) 著作権法の目的と支分権主義

著作権法は、著作権者に著作物利用の対価を受取る機会を確保することを通じて、著作物の創作を奨励することを目的とするものである⁴⁾。著作権法は、権利者に著作物の利用を独占させ、そこから収益を得る機会を保護している。しかし、著作権法は直接的に、「著作権者は、著作物の収益をする権利を有する」とも、「著作権者は、著作物を利用する権利を専有する」とも規定していない。その代わりに、「複製」「譲渡」「公衆送信」といった一部の著作物利用行為を、著作権者が専有するとされているのである。これは、著作物の取引のカスケードの中で、著作物利用の対価を受取る機会を確保することに必要な一部の行為のみを専有の対象とするものである。これを著作権法の採用する「支分権主義」と呼ぶ⁵⁾。

著作権法が支分権主義をとるのは、著作物からの収益の機会を確保するのに必要十分な範囲に保護を限定するためである⁶⁾。特に、著作物の享受に制約を加えることは、知る権利・情報摂取の自由や私的領域における行動の自由等と緊張関係を有するため、慎重になる必要がある。支分権の対象となる行為は、著作物の取引の中で重要性を持ち、かつ、他者の自由を不必要に制限しない範囲に限定されてきた。具体的には、複製・公衆への

提示・公衆への提供に限定されている。中でも、著作権法は、同法21条の定める複製権を中心としてきた⁷⁾。

複製とは著作物を有形的に再製する行為（著作権2条1項15号）である。著作物が、それを化体した有体物の流通を通じて享受されていた時代においては、複製は著作物享受の機会収奪の準備行為としての性質を有していた。複製は、著作権者の収益を阻害する蓋然性の高い行為として、また、商業的に大規模に行われる可能性が高く最も効率的に著作権者の權益を守ることができるものとして、中心的な禁止の対象に選択されたと考えられる。著作権法の発生が印刷業の発展と深いかわりを有していた歴史も、このことの証左である。

なお、有体物を通じた著作物の享受に関しては、著作権法26条乃至26条の3に、著作物を化体した有体物を公衆に対し提供する行為（譲渡又は貸与）に対する支分権も定められている。有体物を通じた収益機会の収奪についてはすでに複製権もあるが、収益機会の確保に万全を期す必要性から、提供行為も支分権の対象とされたものと考えられる⁸⁾。

また、著作権法22条乃至25条は、「演奏」「公衆送信」「展示」などの著作物を公衆に対して提示する行為を支分権の対象とする。これらが支分権の対象行為とされたのは、有体物を取引の対象とすることなく、消費者に対して著作物を享受する機会を付与する行為を捕捉する必要があるからで

4) 文化庁著作権課「著作権法の一部を改正する法律（平成30年改正）について」コピライト692号（2018年）29頁、前田健「著作権法の設計思想」著作権研究49号（2017年）120頁参照。

5) 前田・前掲注4）121頁、前田健「著作権法の設計——円滑な取引秩序形成の視点から」中山信弘・金子俊哉編『しなやかな著作権制度に向けて——コンテンツと著作権法の役割』（信山社、2017年）86頁。

6) その詳細については、筆者は、前田・前掲注4）124-129頁において、著作物の自由使用が認められる行為とそうでない行為がなぜ区別されるのかという枠組みにおいて議論した。

7) 田村善之「効率性・多様性・自由」同『市場・自由・知的財産』（2003年）232頁は、著作権法は、複製禁止権中心主義、公の使用行為規制の併用主義をとることで私人の自由への過度の制約を抑制してきたとする。

8) 著作権法の歴史を紐解けば、有体物を通じた著作物享受については、現行著作権法立法時については複製権のみが定められ、唯一配給制度という特殊な流通形態をとっていた映画の著作物についてのみ、公衆への提供を補足する頒布権が認められていた。その後の社会情勢の変化に伴い、他の著作物にも昭和59年改正により貸与権が、平成11年改正により譲渡権が創設されている。

ある。提示行為は、直接的に著作物からの収益機会を収奪するため、捕捉の対象になるのだといえる⁹⁾。

(2) インターネット上で情報流通させる者の著作権侵害責任

インターネット上の情報流通は、データのアップロード・送信とその受信という流れで行われる。これらの行為のうち、支分権による捕捉の対象とされてきたのは、基本的に、アップロードとそれに引き続く送信、すなわち、情報を発信する行為である。

まず、アップロード行為は、著作権法2条1項9号の5の定める「送信可能化」に該当し、また、アップロードされた情報に受信者が送信要求を送れば、自動的に受信者に情報が送信されるが、これは「自動公衆送信」(著作2条1項9号の4)にあたる。アップロードをした者は、送信可能化又は自動公衆送信を行う者として、公衆送信権の侵害者に該当する(著作23条1項)。アップロードをした者が、送信可能化の主体であると同時に自動公衆送信の主体である。最三判平成23・1・18民集65巻1号121頁〔まねきTV〕によれば、自動公衆送信の主体は、自動公衆送信装置(著作2条1項9号の5)が「受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者」とされているので、基本的にはアップロードをした者が自動公衆送信の主体となると考えられるからである。

一方で、情報の発信に補助的に関与する者が負う責任は限定的である。自らアップロードせずに

リンクの提供により情報へのアクセスの機会を提供する行為は、いずれの支分権にも抵触しないと考えられている¹⁰⁾。また、プラットフォームなどが発信の場を提供する行為も支分権該当行為ではなく、一定の場合に、後述の間接侵害の法理により、公衆送信権侵害の責任を負うことがあるにとどまる。

また、情報を受信する行為は、基本的には、いずれの支分権にも該当しない。もっともインターネット上で情報を受領する際には情報の「複製」が発生する場合もあるため複製権侵害が問題となりうるが、4(2)で述べる通り、多くの場合には、権利制限規定の適用が認められる。

以上インターネット上の情報流通についてまとめたが、著作権法においては、一部例外を除き、情報を自ら発信した者は著作権侵害責任を負うが、発信に補助的に関与したり、情報を受信したりしたに過ぎない者は責任を負わないことになっている。

3 情報流通を媒介する者の著作権侵害責任

(1) 間接侵害

情報を発信する者以外は、著作権侵害の責任を負わないことが基本であるが、近時は、情報流通の媒介者への責任を拡大する動きも見られる。解釈論によるそのような試みとして、著作権の間接侵害に関する議論がある。

ここでいう間接侵害とは、自らは支分権該当行為(直接侵害)をしていないが、直接侵害を幫助

9) なお、提示行為は、相手方が別途複製行為をしない限り、複製物が相手方の手元には残らない点で、提供行為とは区別される。そのため、収益の収奪が拡散するおそれは一般には大きくないので、著作権法38条において非営利の提示が大幅に許容されるなどの提示行為のみに適用される権利制限規定がある。

10) 大阪地判平成25・6・20判時2218号112頁〔ロケットニュース〕。また、最三判令和2・7・21LEX/DB文献番号25570963〔リツイート事件〕は、リンク提供行為は著作権侵害にはあたらないことを前提に、写真を含むツイートのリツイートは、サムネイル表示されたときに氏名表示が見切れている場合、氏名表示権の侵害となり得るとの判断を示した。一方、札幌地判平成30・6・15(平成28年(ワ)2097号)〔ペンギンパレード写真〕は公衆送信権侵害の幫助に当たると判断している。

ないし教唆する行為のことである。著作権法には、間接侵害者の責任を問う明文の規定がなく、この扱いが問題となる。プラットフォームやISPなどの情報流通の媒介者は、支分権該当行為を行う発信者を補助する者として、間接侵害の責任を負うのかという問題である。

この点につき、間接侵害について定めた明文の規定がないことを克服するため、直接侵害行為の主体を拡張的に認定し、間接侵害者を擬制的に直接侵害者とみなして責任を認めるという考え方がある。そのような法理の1つに、管理支配性と利益性をメルクマールとして直接侵害を物理的に行っていない者を直接行為の主体と認定する、いわゆる「カラオケ法理」がある¹¹⁾。

裁判例には、カラオケ法理、又は、その他の間接侵害法理を適用して、インターネット上の情報流通を補助するプラットフォームの責任を認めたものがいくつか見られる。たとえば、掲示板の運営者がユーザーの書き込みについて（東京高判平成17・3・3判タ1181号158頁〔2ちゃんねる控訴審〕）、P2Pファイル交換サービス提供者がユーザーによる音楽ファイルの交換について（東京高判平成17・3・31LEX/DB文献番号28100714〔ファイルログ控訴審〕）、動画共有サービスの提供者がユーザーの動画アップロードについて（知財高判平成22・9・8判タ1389号324頁〔TVブレイク〕）、著作権侵害の主体であるとされた例がある。

しかし、このような拡張的な「侵害主体」の認定については批判も強く、場の提供者はあくまで

支分権該当行為の主体とは異なる「間接侵害者」と位置づけて立法的に解決していくべきという意見も有力である¹²⁾。もっとも、過去に文化審議会著作権分科会において間接侵害の法制化が検討されたことがあったが、議論は進んでいない¹³⁾。

(2) リーチサイト規制¹⁴⁾

情報流通の媒介者への責任拡張の傾向を示すものとしては、令和2年著作権法改正によるリーチサイト規制の創設も注目される。リーチサイトとは、コンテンツを掲載せず、他のウェブサイト蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報等を提供して利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト¹⁵⁾のことである。リーチサイトを運営する行為は、侵害コンテンツの拡散を助長する行為であり、著作権者の利益を害する行為である。しかし、情報の発信そのものではなく、何らの支分権該当行為を行うものではないので、著作権侵害責任を問うことはできなかった。

令和2年改正により、①リーチサイト・リーチアプリにおけるリンク提供行為（著作113条2項）、②リーチサイトの運営者等がリンクを削除しない行為（著作113条3項）が、著作権侵害とみなされることになった。また、リーチサイト又はリーチアプリの公衆への提示・提供は、著作権侵害とはみなされないが、刑事罰が科せられる（著作119条2項4号・5号）。この改正には、次の2点において、従来の責任を拡張する意義がある。

1つには、本改正は、違法コンテンツにリンク

11) カラオケスナックの経営者が、店における客の歌唱について、演奏の主体であるとみとめた最三判昭和63・3・15民集42巻3号199頁〔クラブ・キャッツアイ〕に端を発する。上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」紋谷暢男教授古希記念『知的財産権法と競争法の現代的展開』（発明協会、2006年）784頁、奥邨弘司「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察」情報ネットワークローレビュー 6巻（2007年）38頁参照。

12) 高部真規子「著作権侵害の主体について」ジュリスト1306号（2006年）130頁。前田健「侵害主体論」論究ジュリスト34号（2020年）84頁も同旨。

13) たとえば、『「間接侵害」に関する検討経過報告』（司法救済ワーキングチーム、平成22年1月20日）（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosei/h21_07/pdf/shiryo_2.pdf）参照。

14) 谷川和幸「リーチサイト規制」法律時報92巻8号（2020年）91頁、高瀬亜富「リーチサイト」ジュリスト1549号（2020年）18頁参照。

15) 『文化審議会著作権分科会報告書』（2019年2月）（以下、「2019年報告書」）2頁。

を張る行為を、リーチサイトにおいて行うものに限って、違法な情報の発信行為と同視すべき悪質な行為と位置づけ、著作権侵害とみなしている¹⁶⁾。これは、リンクを張る行為を、一定の場合に、情報の発信行為と同視しているとみることができる。確かに、インターネット上の情報流通の実態を踏まえると、アップロードとリンク提供とは技術的には確かに異なるものの、社会的意義においては、情報を公に発信しているという点で異ならないと整理できる場合がある。本改正は従来の支分権が、インターネット上の情報発信行為を適切に包含できていないことを示唆するものといえる¹⁷⁾。

もう1つは、本改正はリーチサイトを運営する行為の責任を、「間接侵害」責任の一場面と捉えていることである¹⁸⁾。情報発信の場を提供する者の責任については、前記の通り立法論による対応も提案されていたところであるが、本改正は、ごく限られた領域についてであるが、立法的対応に踏み込んだ¹⁹⁾。今後の情報流通の媒介者の責任の立法論を議論していくうえで貴重な先例を提供するものと評価でき、今後さらに議論が進むことが期待される。

(3) ブロッッキング²⁰⁾

また、情報流通の媒介者へ責任を拡張する議論として、2018年に法制化が検討された著作権侵害コンテンツのブロッッキング（ISP：事業者等による閲覧防止措置）も注目される。

ブロッッキングの議論は、海賊版サイト「漫画村」等の被害の甚大さが明らかになり²¹⁾、2018年4月に知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」がまとめられたことに始まる。これを受けて、知的財産戦略本部に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」が設置され、ブロッッキング導入が議論された。しかし、同会議は2018年10月の閉幕までに、ブロッッキングの法制化を海賊版対策の選択肢とする「中間まとめ案」を取りまとめることができず、議論は結局頓挫している。

ブロッッキングは、侵害情報の発信を媒介しているに過ぎないISPに対して、侵害情報の受信阻止に協力する義務を負わせるという議論である。ブロッッキングの実施はISPが知り得た秘密の「窃用」にあたり、受信しようとする者の通信の秘密を侵害することになると指摘されている²²⁾。もっとも通信の秘密といえども絶対ではなく、制度設

16) 前掲注15) 2019年報告書27頁は、本改正の趣旨は、侵害コンテンツへの到達を容易にすることによって侵害コンテンツの拡散を助長する行為を、著作権侵害行為と同視すべき悪質な行為と評価して差止めの対象としようとすることにであると説明する。

17) 谷川・前掲注14) 95頁は、本改正では、単なるリンクの違法性をいかに考えるかという問題は手つかずで残されたままだと指摘する。また、谷川和幸「判批」福岡大学法学論叢63巻2号（2018年）574頁参照。

18) 前掲注15) 2019年報告書33頁。

19) 前掲注15) 2019年報告書25頁は、本改正は、典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定するものと説明する。

20) 上野達弘「ブロッッキングとリーチサイトを巡る議論状況」法とコンピュータ37号（2019年）3頁、小泉直樹「リーチサイトとブロッッキング」コピライト694号（2019年）2頁、明治大学知的財産法政策研究所シンポジウム「サイトブロッッキングを巡る立法上の諸課題——EUの動向と日本法への示唆」(2018年11月28日) (<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html#20181128>) 参照。

21) 損害額の推計については、前掲注3)『インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策』4頁参照。

22) 木下昌彦「著作権侵害サイトのブロッッキングをめぐる憲法上の問題について」知的財産戦略本部／コンテンツ分野会合・第3回（2018年2月16日）資料4参照、矢戸常寿「ブロッッキングの法制度整備に関する憲法上の論点の検討」インターネット上の海賊版対策に関する検討会議・第4回（2018年7月25日）資料4、木下昌彦「サイトブロッッキング請求権の法定をめぐる憲法的課題」インターネット上の海賊版対策に関する検討会議・第4回（2018年7月25日）参考資料1-2（同年8月8日改訂版）参照。

計次第ではブロッキングの導入は必ずしも憲法違反とはならない²³⁾。また、ISPは、侵害情報の拡散を最も効率的に阻止しうる主体の1つであり、社会的インフラを担うものとして侵害阻止に協力する義務を負うべきとも考えられる。このような考察に基づき、ISPにブロッキングの義務を負わせることが許容される場合もあるだろう。

ブロッキングが目されるのは、情報の発信者もしくはそれと同視しうる者でもなければ、発信を補助し又はそのための場を提供する者でもない者に対し、一定の義務を負わせる議論である点である。従来は、情報の発信者を著作権の侵害者と捉え法的責任を問うか、せいぜい違法な行為を補助・教唆する者に対する法的責任を問うという限度で問題を議論してきた。ブロッキングそれ自体の当否については議論の余地があるものの、違法な行為の補助すらしていない媒介者に対して、著作権者の利益保護に協力させる義務を認める可能性を開いたことは評価に値すると考えられる。

4 流通された情報を受領する者の著作権侵害責任

(1) 従来の著作権法における情報の受領者の取り扱い

著作権法において、伝統的には、情報の受領者に著作権侵害の責任を問うことはしてこなかった。たとえば、著作物が化体された有体物を譲り受けること、言語の著作物を読むこと、音楽の著作物を聞くこと、映画の著作物を視聴することは何ら支分権該当行為に該当しない。

一方で、インターネットにおいて情報を受領する場合には、支分権該当行為が伴ってしまう場合がある。すなわち、データを受領する場合には、「複製」が伴う場合が少なくない。しかし、この場合でも、たとえば、ストリーミングで視聴する場合には、その際に生じる一時的な複製は、著作権法47条の4第1項1号の定める情報処理の過程における利用にあたり、複製権は及ばない。また、手元にダウンロード・スクリーンショットするなど、複製物が(半)恒常的に残る場合であっても、少なくとも個人的に行う場合には、私的使用のための複製にあたり、複製権侵害にはならない²⁴⁾。

(2) ダウンロード違法化²⁵⁾

このように、従来の著作権法は、情報を受領する行為を広く著作権侵害とはしてこなかった。ところが、近時のダウンロード違法化は、情報の受領の違法化を積極的に拡大する方向を志向している²⁶⁾と評しうる。

すでに平成21年・24年の改正において、音楽・映像分野における侵害コンテンツのダウンロードには、私的複製の例外(著作30条1項)は適用されないとされていた。その前提としては、違法な海賊版サイトからの私的ダウンロードとともに、ファイル交換ソフトを利用して、違法な音楽・映像ファイルの私的ダウンロードによる被害の実態が甚大であったことが強調されていた²⁶⁾。この段階における侵害コンテンツのダウンロード違法化は、情報の受領行為の違法化という位置づけももちろんできるが、ファイル交換による新たな侵害

23) 前掲注22)に掲げる文献、及び、大日方信春「通信の秘密とサイトブロッキング(序説)」日本知財学会誌16巻3号(2020年)23頁参照。

24) ただし、業務の一環としてこのような行為を行った場合には、およそ著作権法30条1項は適用できないと理解が有力である。しかし、現実には著作権が行使された例はほとんどなく、また、30条1項が適用されるとの説も有力に存在する(島並良ほか『著作権法入門〔第2版〕』〔有斐閣、2016年〕175頁〔島並〕)。

25) 前田健「侵害コンテンツのダウンロード違法化」法律時報92巻8号(2020年)40頁、茶園成樹「侵害コンテンツのダウンロード違法化の範囲拡大」ジュリスト1549号(2020年)24頁。

26) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」(平成21年1月)160-169頁参照。

コンテンツの拡散の準備行為を規制するという側面も濃厚にあった。

一方、令和2年改正における、全面的な侵害コンテンツのダウンロード違法化においては、情報の受領行為の違法化という側面はより濃厚になっている²⁷⁾。立法事実とされた海賊版被害においては、ファイル交換の被害に加えて、リーチサイト・海賊版サイトによる被害が甚大であり、そこでは、ダウンロードする者はもっぱら情報を受領する者としてふるまうからである²⁸⁾。

情報受領行為の違法化が、従前の著作権法で謙抑的に考えられてきた理由の1つには、情報摂取の自由²⁹⁾の尊重があったものと考えられる。一般論としては、情報の流通を抑制し著作権者の利益を保護するために、情報の受領側を規制するという発想はありえる。しかし、情報摂取の自由をはじめとする、従来情報受領を規制しないことで守られてきた利益に対する配慮が必要であり、少なくとも慎重な議論が必要であろう。

5 おわりに

著作権法は、著作物利用の対価を収受する機会

を確保させるために、著作権者に著作物に係る情報を流通させる行為の専有を認めてきた。一方で、著作権による専有の対象となる行為は、情報流通の過程における重要な行為に限られ、原則として、情報を発信する行為に限られてきた。しかし、従来から「間接侵害」として情報発信を幫助する者の責任を問うことは行われており、著作権者の利益を十分に保護するために間接侵害の規制は必要であると考えられる。ただし、明確性の観点から立法により責任を負う範囲を定めることが必要であろう。また、近年は、情報発信を幫助しているとさえもいえないISPなどの情報の媒介者や情報の受領者の責任を問う議論が活発となってきた。後者については、情報受領者の知る権利・情報摂取の自由に最大限の配慮を行うことを前提に、著作権者の利益確保の手段の1つと位置付けることは選択肢となり得る。また、前者については、効率的な著作権保護という点では必要性が認められ、また、ISPの負う社会的責務という観点から一定の許容性も認められるため、今後さらに議論を続けることが望まれよう。

(まえだ・たけし)

27) 前田・前掲注25) 43頁。

28) 侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会(第1回)(令和元年11月27日)資料2-1(出版広報センター提出資料)掲載の資料によると、出版分野における大規模かつ悪質な海賊版サイト上位10サイトのうち、リーチサイト6サイト、オンラインリーディングサイト4サイト、トレントサイト(P2Pファイル交換のサイト)1サイトである。上位2サイトは、リーチサイト及びトレントサイトである。

29) 成原慧「海賊版対策のための著作権法改正及び関連する取組の意義と課題——情報法の視点から」法律時報92巻8号(2020年)96頁参照。